

奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長 濱 上 和 康

奈良県教育委員会規則第十二号

奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則の一部を改正する規則

奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則（昭和五十五年三月奈良県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「調査研究部及び総務課」を「総務企画部及び埋蔵文化財部」に、「部に次の課及び室」を「総務企画部に次の課」に、
「調査第一課」を「総務課」に改める。
「調査第二課」を「企画課」に改める。
「資料室」

第三条を次のように改める。

（分掌事務）

第三条 総務企画部総務課、企画課及び埋蔵文化財部の所掌事務は、次のとおりとする。

総務企画部

総務課

考古学研究所に係る次に掲げる事項並びに博物館に係る第三号及び第四号に掲げる事項に関する事。

- 一 公印の管守
- 二 文書事務
- 三 予算決算及び会計経理
- 四 財産及び物品の管理
- 五 その他部課の所掌に属さない事項

企画課

- 一 遺跡及び埋蔵文化財（以下「遺跡等」という。）に関する学術的、専門的調査及び研究の成果の普及に関する事。
- 二 考古資料（博物館において保管するものを除く。）及びその関連資料の収集及び保管

- 三 遺物の保存処理

埋蔵文化財部

一 遺跡等の学術的、専門的調査及びその指導

二 遺跡等の調査報告書その他遺跡等に関する刊行物の刊行
第五条第六号を次のように改める。

六 主幹 部長を補佐し、その命を受け、事務を処理する。

第十二条第二項及び第十三条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。